

令和 7 年 5 月 26 日に戸籍法が改正され、本籍地の市区町村から「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が発送されています

[>>> 詳しくはこちら](#)（政府広報オンライン）

※ フリガナに誤りがあった場合は、全板国保へも変更届を提出してください
提出先は、所属の支部です